

高知県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 高知県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付については、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱（令和6年2月8日付け障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知及び令和6年2月8日付けこ支障第26号こども家庭庁支援局長通知）（以下「国実施要綱」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 県は、障害福祉サービス施設・事業所等（国実施要綱に規定する「障害福祉サービス施設・事業所等」及び「障害児通所支援事業所等」をいう。）が福祉・介護職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から同年5月までの間、収入を引き上げるための措置を実施することを目的とし、障害福祉サービス施設・事業所等に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(賃金改善の対象)

第3条 本事業の対象は、別表第1表1に掲げるサービス類型の施設・事業所等であって、交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ第5条の要件を満たすものとする。ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2月及び3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、第6条に規定する交付金交付申請書の提出段階で令和6年5月までに廃止又は休止となることが明らかになっている施設・事業所等は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない、別表第1表2に掲げる地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

2 本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる施設・事業所等に勤務する福祉・介護職員とする。施設・事業所等において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を目的とするものであることを十分に踏まえたうえで、賃金改善を実施するものとする。

(対象経費及び交付額の算定方法)

第4条 令和6年2月から同年5月までの間、福祉・介護職員に対して賃金改善を行う施設・事業所に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を交付する。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を最大2か月間対応することとする。

2 この交付金の交付額は、次の方法により算定を行うものとする。

交付額＝a × b（1円未満の端数切捨て）

- a 1月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。
- b サービス類型別交付率（別表第1）
なお、障害福祉サービス等報酬総額は、高知県国民健康保険団体連合会から提供を受けた報酬総額単位数をもとに算定する。

（賃金改善の要件）

- 第5条 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、交付額に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている施設・事業所等については、その他の職員を含む。以下同じ。）賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。
- 2 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定したうえで行うものとする。この際、特定した賃金項目を含め、交付金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
 - 3 障害福祉サービス事業者等は、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととしても差し支えない。
 - 4 障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4月及び5月分の交付額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより行わなければならない。その際、令和6年6月以降の福祉・介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改定により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、障害福祉サービス事業者等が本交付金による賃金改善の対象とする福祉・介護職員等について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

（交付申請）

- 第6条 施設・事業所は、別記様式第1号による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の交付金交付申請書には、別紙様式2による処遇改善計画書を含め、交付事業に係る関係書類を添付しなければならない。

(交付の条件)

第7条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容を変更する場合(国実施要綱7(4)に該当する場合)には、事前に別紙様式4による変更に係る届出書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (5) 県税の滞納がないこと。

(交付決定)

第8条 知事は、交付金の交付に係る申請が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、施設・事業所に対し、通知するものとする。ただし、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(交付金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、施設・事業所が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の停止に該当する場合(国実施要綱8(1)に該当する場合)又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払することができる。

(実績報告)

第11条 施設・事業所は、賃金改善実施期間の終了後、令和6年10月末日までに別紙様式3による実績報告書を、知事に提出しなければならない。

(交付額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る施設・事業所が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付金の額が確定した後に、概算払した額を差し引き交付金を交付する。

(是正のための措置)

第 13 条 知事は、前条の場合において、当該報告に係る交付事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、施設・事業所に対し当該交付事業に適合させるための措置をとるべきことを指示するものとする。

2 第 11 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う交付事業について準用する。

(交付金の返還)

第 14 条 知事は、第 9 条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合又は施設・事業所が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の停止に該当する場合（国実施要綱 8（1）に該当する場合）において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて交付された当該交付金の一部若しくは全部を返還させることができる。

2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による返還の命令に係る交付金の交付の決定の取消しについて、やむを得ない事情があると認めるときは、施設・事業所の申請により、当該返還の期限を延長することができる。

(情報の開示)

第 15 条 施設・事業所に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。

2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 7 条第 4 号、第 9 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条及び第 4 条関係）

表 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援 A 型	0.7%
就労継続支援 B 型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（指定共同生活援助）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.1%
医療型障害児入所施設	2.1%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

別表第2（第8条及び第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。